

**第73期定時株主総会 第3号議案 「取締役（社外取締役を除く。）に対する  
譲渡制限付き株式の割当てのための報酬決定の件」に関する補足説明について**

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

標記の件、第3号議案の内容についてのお問い合わせがありましたので、以下にQA方式で補足説明いたします。

Q1	<p>現行制度（株式報酬型ストックオプション）を廃止し、本制度を導入する目的について、簡潔に説明して欲しい。</p>
A1	<p>当社の役員報酬制度全体については、招集ご通知の43ページから45ページに記載していますように、「基本報酬（月額固定報酬）」「業績賞与（業績連動報酬）」「株式報酬型ストックオプション（以下、SOと言います）」の構成としており、その標準的な比率を71%：18%：11%として運用しています（給与月数に置き換えますと、12ヶ月：3ヶ月：2ヶ月となります）</p> <p>今回のご提案は、これまでの「株式報酬型ストックオプション」を廃止し、新たに「譲渡制限付き株式（以下、RSと言います）」を導入するものであり、株式報酬金額の限度額の変更はせず、従来通り70百万円としています。</p> <p>SOであれRSであれ株式報酬制度は、取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、株価変動のリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を高めるためのものであります。SOは、在任中は権利を付与されるだけで、退任等を待たないと実際の株式を取得することができません。一方RSの場合は在任中に株式が一旦付与され、より一層株主様視点に立った経営に資する制度であると判断しております。当社がSOを導入した当時は会社法上の整理が明確にされていなかったためRSの導入はしておりませんでした。近年の政府主導のコーポレートガバナンス強化のための施策の一環としての税制の改正等もあり、当社同様にSOを廃止しRSへ切り替える会社が増加しており、当社も今回見直しに至りました。</p>

Q2	<p>当制度の金銭報酬債権の総額を70百万円としている合理的な理由を説明して欲しい。</p>
A2	<p>まず、これまでの株式報酬制度であるSOの場合から上限額は変更していません。基本報酬の額については、2005年6月29日開催の第57回株主総会の決議において年額3億50百万円以内と定めています。基本報酬に対して20%の割合となりますが、前述した株式報酬制度の目的から考えて、適切な割合であると判断しています。</p> <p>なお招集ご通知43ページにありますように、当期の非金銭報酬等（当期の場合は株式報酬であるSO）の金額は43百万円であります。また前述しましたように、現時点での基本報酬と株式報酬の割合は17%（12ヶ月：2ヶ月）となっております。なお、社外取締役を委員長とする役員報酬諮問委員会では役員報酬制度全般の見直しを行っています。</p>

Q3	<p>招集通知 19 ページ「1.譲渡制限付株式割当て及び払込み」において、「譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。」とあるが、下線部分について補足説明をして欲しい。</p>
A3	<p><u>発行又は処分</u>、とありますのは、譲渡制限付株式を割り当てるにあたり、新株式を発行する場合と、保有する自己株式を処分する場合があります。前者を発行、後者を処分と表現しています。株主総会の段階ではどちらの方式で譲渡制限付株式を割り当てるか確定していないため、「発行又は処分」としております。</p> <p><u>終値を基礎として</u>、とありますのは、取締役会決議によって新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合、有利発行（特に有利な価格で株式を発行すること。株主総会の特別決議が必要となるため、取締役会決議で発行又は処分が不可能。）とみなされないために、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成 22 年 4 月 1 日）に従う必要があります。当該指針において「払込金額は、株式の発行に係る取締役会決議の直前日（直前日における売買がない場合は当該直前日からさかのぼった直近日の価額）に 0.9 を乗じた額以上の価額であること。ただし、直近日又は直前日までの価額又は売買高の状況等を勘案し、当該決議の日から払込金額を決定するために適当な期間（最長 6 か月）をさかのぼった日から当該決議の直前日までの間の平均の価額に 0.9 を乗じた額以上の価額とすることができる。」とされていることに基づいた記載です。</p> <p>特に有利な金額とならない範囲、とありますのは、特に有利な金額と一般的にみなされる払込金額が「株式の発行に係る取締役会決議の直前日（直前日における売買がない場合は当該直前日からさかのぼった直近日の価額）に 0.9 を乗じた額」未満の価額となる場合がありますので、上記のとおり、「払込金額は、株式の発行に係る取締役会決議の直前日（直前日における売買がない場合は当該直前日からさかのぼった直近日の価額）に 0.9 を乗じた額以上」の範囲ということとなります。</p>
Q4	<p>同じく招集通知 19 ページ「2.譲渡制限付株式の総数」において、割り当てる譲渡制限付株式の総数を 28,000 株としているが、その株数の根拠は何か？また株価が変動した場合は割り当てる株式の総数も変更するのか？</p>
A4	<p>割り当てる株数は株式報酬総額 70 百万円に対して、現在の株価水準をもって導いた株数です。ご質問のように、将来的に株価水準が大幅に上下し、この株数では不都合が生じる場合には、再度株主総会にお諮りし変更する場合があります。</p>
Q5	<p>同じく招集通知 19 ページ「1.譲渡制限の内容」の (1) ～ (3) において「当社取締役会が定めた当社子会社」という表現がありますが、その範囲は事前に取り決めし、明記すべきではないでしょうか？</p>
A5	<p>現時点では当社の連結子会社全てを指しており、何らかの範囲変更を取締役会で検討する計画はありませんが、組織再編等、不測の事態に備え、このような表現となっています。</p>

Q6	招集通知 20 ページの「(2) 譲渡制限付き株式の無償取得」の内容が難解であるので、もう少しわかりやすく説明してほしい。
A6	本制度は単年度（次回の総会まで）の報酬として割り当てるものですが、(2) 前段では、定められた任期中に取締役が退任した場合の定めを記載しています。その退任の理由が「正当」と認められない場合は取締役の保有している割当株式の譲渡制限を解除せず、会社が割当株式を無償取得（当社へ無償で返還すること）します。例えば自己都合など会社が「正当」と認めない理由により退任した場合がこれにあたります。一方死亡や病気など会社が「正当」と認める理由により、定められた任期中に取締役が退任した場合は、退任までの会社への役務提供の期間等を勘案し、解除する譲渡制限の数を合理的に調整します。（(3) 後段の記載）

以上